

山口県省エネ診断員の育成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県省エネ診断員の育成支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、県内事業所において省エネ診断が可能な人材を育成する事業者を支援するため、県が指定する省エネ診断員育成講座（以下「育成講座」という。）の受講料の一部を支援することで、県内事業所におけるエネルギー使用効率の向上を図り、地球温暖化対策を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「省エネ診断」とは、診断先の県内事業所におけるエネルギー使用効率の向上を図るため、既存設備の運用改善及び省エネ設備や再生可能エネルギー設備の導入・更新等の提案、それによる経済効果に関するアドバイス等を行うことをいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内に事業所を有する事業者であること。
- (2) 補助対象経費の全額を事業者が負担すること。
- (3) 補助対象経費について、国又は地方自治体から他の補助を受けていないこと。
- (4) 育成講座受講者が修了後、山口県登録省エネ診断員に登録すること。
- (5) 県税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又はその統制下の団体でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、育成講座の受講料とする。

(補助金の交付基準)

第6条 補助金の交付基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象 1事業所につき1名とする。
- (2) 補助率等 受講料の2分の1（上限35千円）とする。
ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、別記様式第1号によらなければならない。
2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別途文書で通知する日とする。

(変更等承認の申請)

第8条 補助対象事業者は、規則第8条の規定に基づき、第7条の補助金交付申請書の内容を変更しようとする場合、又は事業を中止しようとする場合には、あらかじめ、変更・中止承認申請を別記様式第2号により知事に提出し、その承認を受けなければならない。但し、次に掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りでない。

(1) 受講者の変更

(2) 受講する講座の変更

(実績報告等)

第9条 補助対象事業者は、育成講座を修了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い期日までに、規則第11条の規定に基づく補助金の実績報告を別記様式第3号により、知事に提出しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書を別記様式第4号により知事に提出するものとする。

2 補助金は、精算払により交付する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月22日から施行する。

別記様式第1号（第7条第1項関係）

山口県省エネ診断員の育成支援補助金交付申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号

住 所

法人の名称

代 表 者

山口県省エネ診断員の育成支援補助金の交付を受けたいので、山口県補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業に要する経費

(1) 補助対象経費 円（受講料）

(2) 補 助 金 額 円（補助対象経費の1/2（上限35,000円）千円未満切捨て）

《受講者》

氏 名	(フリガナ)
生年月日	年 月 日

※補助対象は1事業所につき1名となります。

《受講する育成講座の概要》

実施機関	郵便番号
	住 所
	名 称
講 座 名	
日 程	
受 講 料	

2 添付書類

(1) 受講申込書の写し

(2) 納税証明書（県税について滞納がないことの証明書）

(3) 受講者が山口県内の事業所において雇用する労働者であること及び雇用契約の締結日が確認できる書類（雇用契約書、雇入れ通知書等の写し）

別記様式第2号（第8条関係）

山口県省エネ診断員の育成支援補助金変更・中止承認申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号

住 所

法人の名称

代 表 者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知があった補助事業について、下記のとおり変更・中止したいので、山口県補助金等交付規則第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 受講者の変更

《受講者（変更後）》

氏 名	(フリガナ)
生年月日	年 月 日

※受講者が山口県内の事業所において雇用する労働者であること及び雇用契約の締結日が確認できる書類（雇用契約書、雇入れ通知書等の写し）を添付すること。

2 受講する育成講座の変更

(1) 補助対象経費 円（受講料）

(2) 補 助 金 額 円（補助対象経費の1/2（上限35,000円）千円未満切捨て）

《受講する育成講座の概要（変更後）》

実施機関	郵便番号
	住 所
	名 称
講 座 名	
日 程	
受 講 料	

※受講申込書の写しを添付すること。

3 中止の理由及び内容

別記様式第3号（第9条関係）

山口県省エネ診断員の育成支援補助金実績報告書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号

住 所

法人の名称

代 表 者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知があった補助事業について、山口県補助金等交付規則第11条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 補助事業に要した経費

(1) 補助対象経費 円（受講料）

(2) 補 助 金 額 円（補助対象経費の1/2（上限35,000円）千円未満切捨て）

《受講者》

氏 名	(フリガナ)
生年月日	年 月 日

《受講した育成講座の概要》

実施機関	郵便番号
	住 所
	名 称
講 座 名	
日 程	
受 講 料	

2 添付書類

(1) 育成講座の修了を証する書類の写し

(2) 育成講座受講料の支払いを証する書類の写し

別記様式第4号（第10条第1項関係）

山口県省エネ診断員の育成支援補助金支払請求書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号

住 所

法人の名称

代 表 者

下記のとおり補助金の支払を受けたいので、山口県省エネ診断員の育成支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

支 払 方 法	精 算 払
交 付 決 定 額	円
確 定 額	円

振 込 先

振 込 銀 行	銀行 金庫 組合		支店（支所） 出張所
口 座 区 分	1 普通預金 2 当座預金 3 別段預金	口座番号	
（フリガナ）			
口 座 名 義			